

横浜市資事指令第16号
令和6年4月1日

許可番号 第05620005618号

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社 京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 市長 山中 竹春

許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効年月日

令和11年3月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- 脱水：汚泥 以上1種類
- 油水分離：廃油 以上1種類
- 中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2160

処理施設の概要

- 脱水1施設 1基 (32.1 m³/日)
設置年月日：令和6年3月1日 許可年月日：平成29年7月20日
許可番号：10367
産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類
- 油水分離施設(加圧浮上装置) 1基 (28 m³/日)
設置年月日：令和6年3月1日 許可年月日：平成16年8月30日
許可番号：10230
産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類
- 中和施設 1基 (57.6 m³/日)
設置年月日：令和6年3月1日 許可年月日：平成16年8月30日
許可番号：10231
産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ 以上2種類
- 脱水2施設 1基 (32.1 m³/日)
設置年月日：令和6年3月1日 許可年月日：平成29年7月20日
許可番号：10090
産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(脱水)に伴う産業廃棄物の保管量は、779m³以内とする。
- (2) 中間処理(油水分離)に伴う産業廃棄物の保管量は、50m³以内とする。
- (3) 中間処理(中和)に伴う産業廃棄物の保管量は、廃酸は70m³以内、廃アルカリは104m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 4 月 1 日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無